

車両系建設機械の接触防止対策について

～ドラグ・ショベル等による災害が発生しています～

関係者のみなさまへ

水戸署管内の工事現場では、過去5年間(平成30年1月～令和4年12月)に車両系建設機械による死傷災害が53件発生し、そのうち6割以上が同機械にはさまれたり、激突される災害でした。

令和元年には、後退してきたドラグ・ショベルの履帯に激突され、尊い人命が失われており、車両系建設機械の接触防止対策の徹底が求められています。

関係者のみなさまにおかれましては、次の事項に注意して、安全な作業をお願いします。

災害事例1 ドラグ・ショベルが後退したところ、付近で作業中の被災者に接触して右足を負傷した。(骨折等、休業見込40日)

災害事例2 ドラグ・ショベルが旋回したところ、付近で作業中の被災者に接触した。(打撲等、休業見込14日)



災害の主な原因…危険な箇所を立入禁止としていないこと

対策…接触による危険がある箇所は立入禁止とすること

立入禁止ができない場合は、誘導者を配置し、ドラグ・ショベル等を誘導させること

(労働安全衛生規則第158条第1項)



ルールを守り、安全な作業をお願いします



厚生労働省 水戸労働基準監督署